

山梨県公報

号外第二号

平成二十五年
一月十一日

土曜日

平成二十五年一月十一日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道
二 路線名 南アルプス公園線
三 道路の区域

道路の区域変更(一件)
道路の供用開始(一件)…

告示

山梨県告示第十二号の一

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十五年二月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道
二 路線名 南アルプス公園線
三 道路の区域

区間		新	旧	の旧別新
		(敷地の幅員) (メートル)	(延長) (メートル)	
六・五	七・〇	七・〇 五〇・〇	一一八三・〇	
七・〇	一一〇・〇	一一〇・〇		

区間		新	旧	の旧別新
		(敷地の幅員) (メートル)	(延長) (メートル)	
南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先から 南巨摩郡早川町草塩早川左岸堤防敷地先まで		六・五	七・〇	六・五 七・〇
南巨摩郡早川町保早川右岸堤防敷地先から 南巨摩郡早川町草塩早川左岸堤防敷地先まで		一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇

山梨県告示第十二号の三

山梨県公報号外 第二号 平成二十五年一月十一日

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十五年二月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道
二 路線名 南アルプス公園線
三 道路の区域

道路の区域変更(一件)
道路の供用開始(一件)…

告示

山梨県告示第十二号の四

道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十五年二月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十一日

山梨県知事 横内正明

一 道路の種類 県道
二 路線名 南アルプス公園線
三 道路の区域

区間		新	旧	の旧別新
		(敷地の幅員) (メートル)	(延長) (メートル)	
敷南防敷地先から南巨摩郡早川町草塩早川左岸堤防		一二〇・〇	一一〇・〇	一二〇・〇
敷南防敷地先から南巨摩郡早川町草塩早川左岸堤防		一一〇・〇	一一〇・〇	一一〇・〇

山梨県告示第十二号の五

道路法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十五年二月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月十二日

山梨県知事 横内正明

県道	種道路類の 路線名	区間	(延長 メートル)	期供用開始の 日
公園アルプス	堤防敷地先まで 堤防敷地先ま で川町から 保早川右岸堤 防	南巨摩郡早川町 右岸堤防	一五五〇・〇	日年平成二 月二十五